平成２４年（フ）第２５８号
和歌山市本脇114番地
債務者　川崎　直也
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1429番地の２
債務者　谷　奈津子（旧姓上園）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
和歌山県海南市下津町丁７番地１
債務者　山口　英子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８９５９号
東京都台東区清川１丁目19―６―501
債務者　中嶋　頼子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０２４号
東京都新宿区北新宿４丁目３―10―1006
債務者　雨宮　秀和
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０２７号
東京都新宿区新小川町５―７―312
債務者　菊池　達夫
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０２８号
東京都葛飾区柴又１丁目12―２―302
債務者　小林　健宏
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１０２号
千葉県我孫子市東我孫子２丁目34―８―203
債務者　山下　和広
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１０７号
東京都江戸川区中葛西５丁目16―16―103
債務者　文野　龍夫
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１０８号
東京都北区浮間１丁目15―１―704
債務者　萩原　治美（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１０９号
東京都北区東十条３丁目11―６―207
債務者　伊井　健夫
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１１６号
東京都練馬区氷川台４丁目57―３　ハッピーハウスⅢ101
債務者　北山　光子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１２０号
東京都江東区木場５丁目11―15　第二新倉ビル307
債務者　江口　一枝
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１５１号
千葉県千葉市緑区おゆみ野南３丁目30―210
債務者　近藤　正志
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１５２号
東京都北区岸町１丁目17―６―101
債務者　佐野　光惠（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１５３号
東京都世田谷区北烏山６丁目22―24―202
債務者　高橋　美鈴
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部